

森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<b>第 1 編 共通編</b>	<b>第 1 編 共通編</b>
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 節 総則	第 1 節 総則
1-1-1-1～1-1-1-15 (略)	1-1-1-1～1-1-1-15 (略)
1-1-1-16 工期変更	1-1-1-16 工期変更
1～2 (略)	1～2 (略)
3. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	3. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
4～6 (略)	4～6 (略)
1-1-1-17～1-1-1-25 (略)	1-1-1-17～1-1-1-25 (略)
1-1-1-26 既済部分検査等	1-1-1-26 既済部分検査等
1. 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合又は契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	1. 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
2～6 (略)	2～6 (略)
7. 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	7. 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行報告書を作成、監督職員に提出しなければならない。
1-1-1-27～1-1-30 (略)	1-1-1-27～1-1-30 (略)
1-1-1-31 工事中の安全確保	1-1-1-31 工事中の安全確保
1～13 (略)	1～13 (略)
14. 安全優先	14. 安全優先
受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（ <u>昭和 47 年法律第 57 号</u> ）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（ <u>令和元年 6 月改正法律第 37 号</u> ）等関連法令に基づく措置を恒に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
15～19 (略)	15～19 (略)
1-1-1-32～1-1-1-34 (略)	1-1-1-32～1-1-1-34 (略)
1-1-1-35 環境対策及び木材利用	1-1-1-35 環境対策及び木材利用
1～5 (略)	1～5 (略)
6. 排出ガス対策型建設機械	6. 排出ガス対策型建設機械
受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日国土交通省告示第 348 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付国土交通省告示第 348 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。
排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項第 2 号若しくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス	受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項第 2 号若しくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス

対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-1-1・表1-1-2（略）

7～9（略）

1-1-1-36～1-1-1-37（略）

1-1-1-38 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-39～1-1-1-48（略）

## 第2編（略）

### 第3編 森林土木工事共通編

第1章～第3章（略）

第4章 一般施工

第1節・第2節（略）

第3節 共通的工種

3-4-3-1～3-4-3-5（略）

3-4-3-6 小型標識工

1・2（略）

3. 標示板基板の表面状態

受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械により研磨（サウンディング処理）シラッカーシンナー又は表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼り付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

4～19（略）

3-4-3-7～3-4-3-28（略）

第4節・第5節（略）

第6節 一般舗装工

3-4-6-1～3-4-6-7（略）

3-4-6-8 コンクリート舗装工

1・2（略）

3. セメント及び石灰安定処理の規定

(1)（略）

(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。

(3)～(18)（略）

4～15（略）

3-4-6-9～3-4-6-13（略）

対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-1-1・表1-1-2（略）

7～9（略）

1-1-1-36～1-1-1-37（略）

1-1-1-38 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-39～1-1-1-48（略）

## 第2編（略）

### 第3編 森林土木工事共通編

第1章～第3章（略）

第4章 一般施工

第1節・第2節（略）

第3節 共通的工種

3-4-3-1～3-4-3-5（略）

3-4-3-6 小型標識工

1・2（略）

3. 標示板基板の表面状態

受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的に研磨（サウンディング処理）シラッカーシンナー又は、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

4～19（略）

3-4-3-7～3-4-3-28（略）

第4節・第5節（略）

第6節 一般舗装工

3-4-6-1～3-4-6-7（略）

3-4-6-8 コンクリート舗装工

1・2（略）

3. セメント及び石灰安定処理の規定

(1)（略）

(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。

(3)～(18)（略）

4～15（略）

3-4-6-9～3-4-6-13（略）

3-4-6-14 砂利路盤工

受注者は、路面仕上げの施工に当たっては、設計図書に記載された横断勾配により仕上げなければならない。

第7節～第16節 (略)

第4編・第5編 (略)

第6編 林道

第1章・第2章 (略)

第3章 橋梁下部

第1節～第7節 (略)

第8節 鋼製橋脚工

6-4

6-3-8-1～3-3-8-8 (略)

6-3-8-9 橋脚フーチング工

1～3 (略)

4. 適用規定

受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧IV架設編第3章架設工法」(日本道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。

また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。

5～7 (略)

6-3-8-10～6-3-8-13 (略)

第9節～第12節 (略)

3-4-6-14 砂利路盤工

受注者は、路面仕上げの施工にあたっては、設計図書に記載された横断勾配により仕上げなければならない。

第7節～第16節 (略)

第4編・第5編 (略)

第6編 林道

第1章・第2章 (略)

第3章 橋梁下部

第1節～第7節 (略)

第8節 鋼製橋脚工

6-4

6-3-8-1～3-3-8-8 (略)

6-3-8-9 橋脚フーチング工

1～3 (略)

4. 適用規定

受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧IV架設編第3章架設工法」(日本道路協会、昭和60年2月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。

また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。

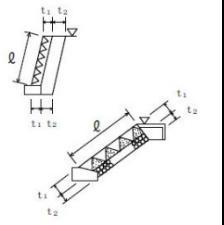
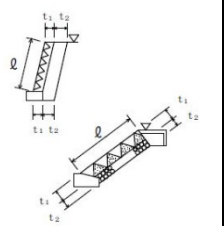
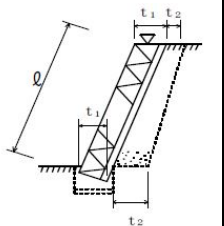
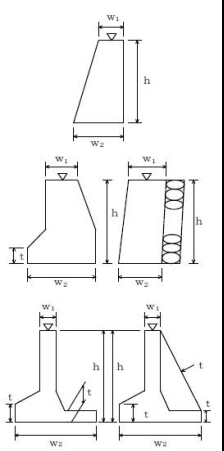
5～7 (略)

6-3-8-10～6-3-8-13 (略)

第9節～第12節 (略)

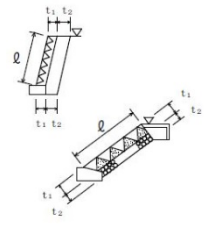
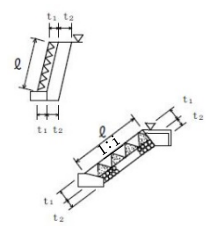
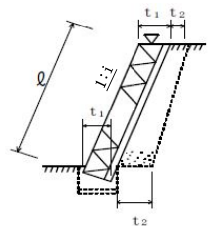
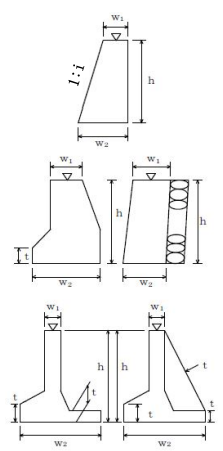
森林整備保全事業施工管理基準  
(略)

出来形管理基準及び規格値

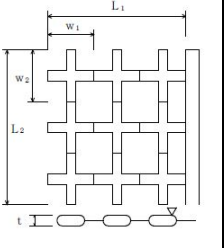
編 章 節 条 枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3-2-1-6~3-4-4-9 (略)									
3 森林土木 工事共通編	4 一般施工	5 石・ブ ロック積張工	3 1	コンクリートブ ロック積 (コンクリートブ ロック積) (コンクリートブ ロック張り)	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき1ヶ 所、延長 40m以下のもの は1施工箇所につき2ヶ 所。 厚さは上端部及び下端部 の2ヶ所を測定。 	3-4-5-3	
					法長 l	l < 3m			-50
						l ≥ 3m			-100
					厚さ(ブロック積張) t1	-50			
					厚さ(裏込) t2	-50			
					延長 L	-200			
(削る)	(削る)								
3 森林土木 工事共通編	4 一般施工	5 石・ブ ロック積張工	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき1ヶ 所、延長 40m以下のもの は1施工箇所につき2ヶ 所。 厚さは上端部及び下端部 の2ヶ所を測定。 	3-4-5-4	
					法長 l	l < 3m			-50
						l ≥ 3m			-100
					厚さ(ブロック積張) t1	-50			
					厚さ(裏込) t2	-50			
					延長 L	-200			
(削る)	(削る)								
3 森林土木 工事共通編	4 一般施工	5 石・ブ ロック積張工	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき1ヶ 所、延長 40m以下のもの は1施工箇所につき2ヶ 所。 厚さは上端部及び下端部 の2ヶ所を測定。 	3-4-5-5	
					法長 l	l < 3m			-50
						l ≥ 3m			-100
					厚さ(ブロック積張) t1	-50			
					厚さ(裏込) t2	-50			
					延長 L	-200			
(削る)	(削る)								
3-4-6-7~3-4-14-5 (略)									
3 森林土木 工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工 共通	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ 所、延長 20m以下のもの は1施工箇所につき2ヶ 所。 	3-4-15-1	
					厚さ t	-20			
					裏込厚さ	-50			
					幅 w1、w2	-30			
					高さ h	h < 3m			-50
						h ≥ 3m			-100
(削る)	(削る)								
延長 L	-200	1施工箇所毎							
3-4-15-2~4-3-5-2 (略)									

森林整備保全事業施工管理基準  
(略)

出来形管理基準及び規格値

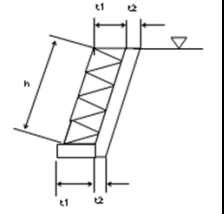
編 章 節 条 枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3-2-1-6~3-4-4-9 (略)									
3 森林土木 工事共通編	4 一般施工	5 石・ブ ロック積張工	3 1	コンクリートブ ロック工 (コンクリートブ ロック積) (コンクリートブ ロック張り)	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき1ヶ 所、延長 40m以下のもの は1施工箇所につき2ヶ 所。 厚さは上端部及び下端部 の2ヶ所を測定。 	3-4-5-3	
					法長 l	l < 3m			-50
						l ≥ 3m			-100
					厚さ(ブロック積張) t1	-20			
					厚さ(裏込) t2	-30			
					延長 L	-200			
のり勾配 i	±0.3分								
3 森林土木 工事共通編	4 一般施工	5 石・ブ ロック積張工	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき1ヶ 所、延長 40m以下のもの は1施工箇所につき2ヶ 所。 厚さは上端部及び下端部 の2ヶ所を測定。 	3-4-5-4	
					法長 l	l < 3m			-50
						l ≥ 3m			-100
					厚さ(ブロック積張) t1	-50			
					厚さ(裏込) t2	-50			
					延長 L	-200			
のり勾配 i	±0.3分								
3 森林土木 工事共通編	4 一般施工	5 石・ブ ロック積張工	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき1ヶ 所、延長 40m以下のもの は1施工箇所につき2ヶ 所。 厚さは上端部及び下端部 の2ヶ所を測定。 	3-4-5-5	
					法長 l	l < 3m			-50
						l ≥ 3m			-100
					厚さ(ブロック積張) t1	-50			
					厚さ(裏込) t2	-50			
					延長 L	-200			
のり勾配 i	±0.3分								
3-4-6-7~3-4-14-5 (略)									
3 森林土木 工事共通編	4 一般施工	15 擁壁工 共通	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ 所、延長 20m以下のもの は1施工箇所につき2ヶ 所。 	3-4-15-1	
					厚さ t	-20			
					裏込厚さ	-50			
					幅 w1、w2	-30			
					高さ h	h < 3m			-50
						h ≥ 3m			-100
のり勾配	±0.2分								
延長 L	-200	1施工箇所毎							
3-4-15-2~4-3-5-2 (略)									

4 治山防潮工事等	3 突堤	5 根固め工	3	根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	4-3-5-3
						乱積	±t/2		
					厚さ t	-20		幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
						幅 w1 w2	層積		
					乱積		-t/2	1施工箇所毎	
					延長 L1 L2	層積	-200		
						乱積	-t/2		



4-3-6-3~5-5-6-3 (略)

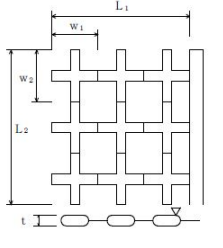
5 溪関・山腹工事等	5 山腹工	6 土留工	5	石積及びコンクリートブロック積土留工	基準高▽	±50		図面の表示箇所で測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。	5-5-6-5
					高さ h	-50			
					長さ L	L/-100 -50~-200			
					(削る)	(削る)			
					幅(厚さ) w <sub>s</sub> t	t1	-30		
						t2	-30		



5-5-8-3~6-10-3-4 (略)

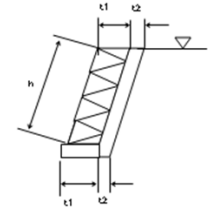
品質管理基準及び規格値  
(略)  
森林整備保全事業工事写真管理基準  
(略)

4 治山防潮工事等	3 突堤	5 根固め工	3	根固めブロック工	基準高▽	層積	±100	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	4-3-5-3
						乱積	±t/2		
					厚さ t	-20		幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
						幅 w1 w2	層積		
					乱積		-t/2	1施工箇所毎	
					延長 L1 L2	層積	-200		
						乱積	-t/2		



4-3-6-3~5-5-6-3 (略)

5 溪関・山腹工事等	5 山腹工	6 土留工	5	石積及びコンクリートブロック積土留工	基準高▽	±50		図面の表示箇所で測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。	5-5-6-5
					高さ h	-50			
					長さ L	L/-100 -50~-200			
					法勾配	±0.3分			
					幅(厚さ) w <sub>s</sub> t	t1	-30		
						t2	-30		



5-5-8-3~6-10-3-4 (略)

品質管理基準及び規格値  
(略)  
森林整備保全事業工事写真管理基準  
(略)